

第 6 回南相馬市議会定例会市長提出追加議案の要旨

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日 提出

件数 1 5 件

【内訳】議案 1 5 件（条例関係 4 件、予算関係 1 1 件）

議案の要旨

条例関係

議案第 142 号	南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 143 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 144 号	議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 145 号	南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

平成 2 9 年福島県人事委員会勧告に準じて、給与改定を行うため、関係する条例の一部を改正するもの。

【主な内容】

1 月例給（議案第 1 4 2 号及び議案第 1 4 5 号関係）

（ 1 ）一般職関係（行政職給料表（一）医療職給料表（一）（二）（三）技能労務職）の給料表

県人事委員会勧告による改定後の給料表（平均改定率 0 . 1 % 引上げ）に準じて、民間給与との較差（ 0 . 0 8 % ）を埋めるため、若年層への配分に重点を置きながら引き上げるもの。

（ 2 ）特定任期付職員

行政職給料表との均衡を図るため、1 号給の給料のみ引き上げるもの。

号給	改正後	改正前
1	3 8 2 , 0 0 0 円	3 8 1 , 0 0 0 円

2 ～ 7 号給の改正は無し。

（ 3 ）実施時期

平成 2 9 年 4 月 1 日から適用

2 勤勉手当（議案第142号関係）

（1）一般職員及び任期付職員

年間支給割合

年間支給割合を0.1月分引上げ（4.25月分 → 4.35月分）

【一般職員、任期付職員 支給月数】

	6月期	12月期	合 計
29年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.325月（改定なし）	2.55月（改定なし）
勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）	1.8月（現行1.7月）
30年度 期末手当	1.225月	1.325月	2.55月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月	1.80月

平成30年度以降の勤勉手当は、6月及び12月期の勤勉手当が均等になるよう0.05月ずつ配分

実施時期

平成29年12月1日から適用

（平成30年度の勤勉手当の改正は、平成30年4月1日）

（2）再任用職員

年間支給割合

年間支給割合を0.05月分引上げ（2.2月分 → 2.25月分）

【再任用職員 支給月数】

	6月期	12月期	合 計
29年度 期末手当	0.65月（支給済み）	0.75月（改定なし）	1.4月（改定なし）
勤勉手当	0.40月（支給済み）	0.45月（現行0.4月）	0.85月（現行0.8月）
30年度 期末手当	0.65月	0.75月	1.4月
以降 勤勉手当	0.425月	0.425月	0.85月

平成30年度以降の勤勉手当は、6月及び12月期の勤勉手当が均等になるよう0.025月ずつ配分

実施時期

平成29年12月1日から適用

（平成30年度の勤勉手当の改正は、平成30年4月1日施行）

3 期末手当（議案第143号～議案第145号関係）

年間支給割合

年間支給割合を0.05月分引上げ（3.2月分 → 3.25月分）

【市長、副市長、教育長、議会議員、特定任期付職員の支給月数】

	6月期	12月期	合 計
29年度 期末手当	1.60月（支給済み）	1.65月（現行1.60）	3.25月（現行3.20月）
30年度 期末手当 以降	1.625月	1.625月	3.25月

平成30年度以降の期末手当は、6月及び12月期の期末手当が均等になる

よう0.025ずつ配分

実施時期

平成29年12月1日から適用

（平成30年度の期末手当の改正は、平成30年4月1日施行）

補正予算関係

議案第 146 号	平成 2 9 年度南相馬市一般会計補正予算について
議案第 147 号	平成 2 9 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 148 号	平成 2 9 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
議案第 149 号	平成 2 9 年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について
議案第 150 号	平成 2 9 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について
議案第 151 号	平成 2 9 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について
議案第 152 号	平成 2 9 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 153 号	平成 2 9 年度南相馬市水道事業会計補正予算について
議案第 154 号	平成 2 9 年度南相馬市病院事業会計補正予算について
議案第 155 号	平成 2 9 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
議案第 156 号	平成 2 9 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

【趣旨】

福島県人事委員会勧告に準ずる給与改定及び人事異動に伴う整理を行うため、職員給与費等の補正を行うもの。

【内容】

(単位:千円)

		補正額	うち県人事委員会 勧告に伴うもの	うち人事異動その他 に伴うもの	補正後 予算額
一般会計		▲ 30,357	21,977	▲ 52,334	63,015,004
国民健康保険特別会計		822	567	255	12,551,010
介護保険特別会計		▲ 1,714	250	▲ 1,964	7,095,501
簡易水道事業特別会計		0	37	▲ 37	151,366
亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計		757	8	749	23,728
農業集落排水事業特別会計		0	83	▲ 83	357,662
後期高齢者医療特別会計		▲ 3,744	73	▲ 3,817	393,676
水道事業会計	収益的支出	2,135	646	1,489	895,453
	資本的支出	0	0	0	928,592
病院事業会計	収益的支出	▲ 376	11,574	▲ 11,950	5,360,529
	資本的支出	0	0	0	1,031,405
工業用水道事業会計	収益的支出	560	175	385	357,651
	資本的支出	0	0	0	114,665
下水道事業会計	収益的支出	▲ 6,201	363	▲ 6,564	1,590,585
	資本的支出	▲ 586	0	▲ 586	1,654,759
合計		▲ 38,704	35,753	▲ 74,457	